
補助事業等の申請方法について

令和6年2月2日

環境省九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室

- 1． 補助事業の検索方法
- 2． 各事業形態の説明と判断方法
- 3． 補助・委託事業の申請フロー
- 4． 執行団体を通じて、補助する事業
- 5． 地方環境事務所を通じて、補助する事業
- 6． 脱炭素化推進事業債及び公営企業債

1. 補助事業の検索方法

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル） | 環境省 (env.go.jp)

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/index.html>



▶令和6年度（2024年度）をクリック

令和6年度予算（案）及び 令和5年度補正予算 脱炭素化事業一覧

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。公募や入札情報は「▶補助・委託事業の申請フロー」ページ記載のリンクよりご確認ください。

事業一覧（68件）

キーワード検索 事業対象者 キーワード 実施方法 補助/委託

令和5年度補正予算

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（令和5年度補正予算）

令和5年度補正予算 13,500百万円

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（令和5年度補正予算）

令和5年度補正予算 1,885百万円

地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定等を支援します。

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（令和5年度補正予算）



絞り込み検索

キーワード検索

検索条件はここで確認

詳細表示で事業内容を確認

詳しい事業概要はこちら

2. 各事業形態の説明と事業形態の判断方法

事業概要から事業形態をご確認ください

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

- ② 省エネ設備の効率的運用等により再エネの自家消費率向上した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：105万円/戸
- ③ ①の省エネ設備と連携対応型蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CO₂吸収集積板等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用等を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/戸）
- ④ 既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸。蓄電池、空気ヒートポンプ式給湯機、熱交換型換気設備等への別途補助）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 電話：03-5521-8341 FAX：03-3581-3348

ZEH等支援事業

【令和3年度予算（案）6,550百万円（新規）】
【令和2年度3次補正予算（案）4,500百万円の内数】



ZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
省CO₂化。
家庭部門からのCO₂排出量約4割削減（2013年度比）に貢献。
推進。

4. 補助対象の例



※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅です。

事業形態の判断方法

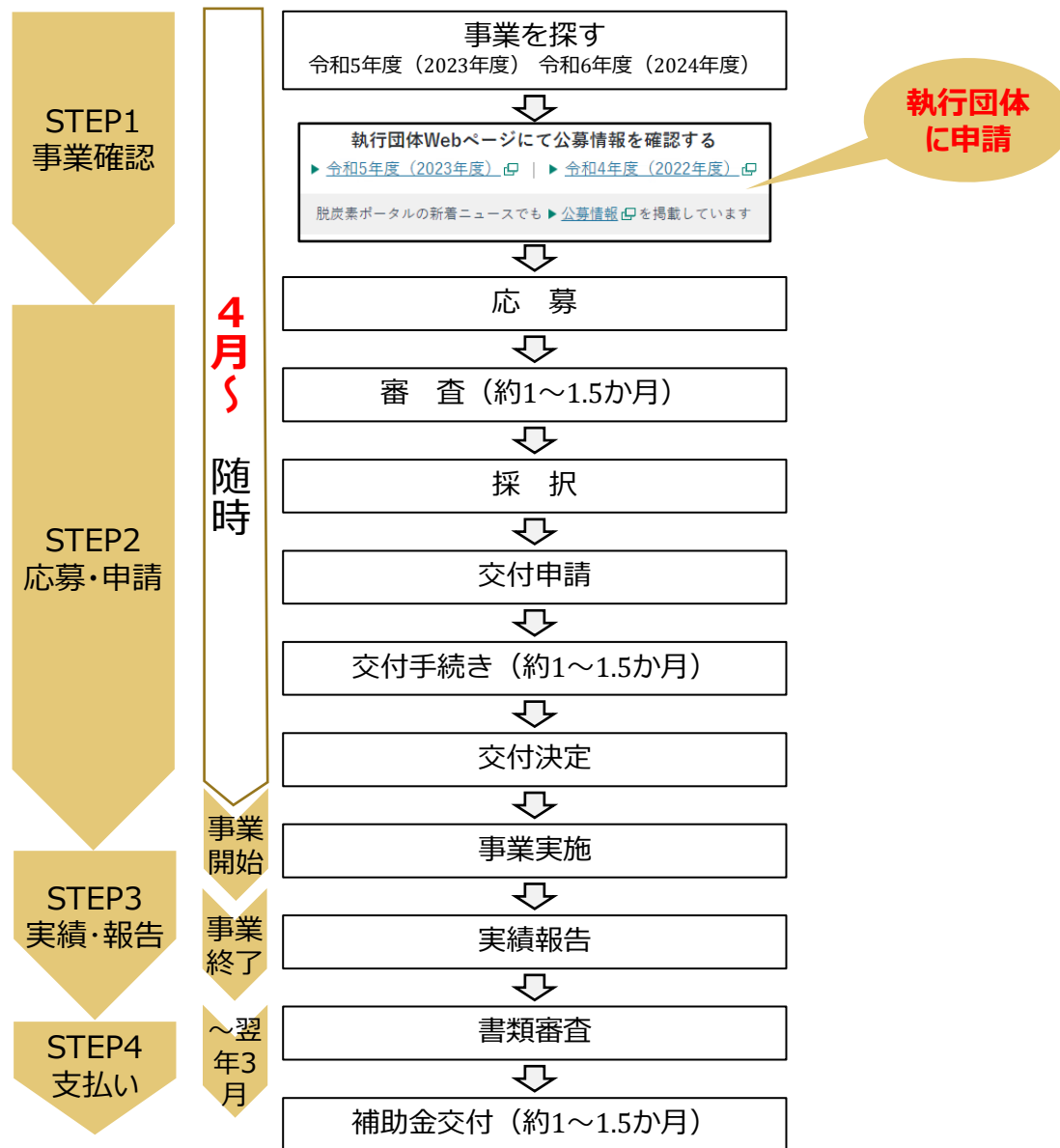
間接補助事業：環境省が執行団体を通じて支援を行う事業

直接補助事業：環境省が直接支援を行う事業

委託事業：実証・支援・技術開発等の事業

3. 補助・委託事業の申請フロー

ex. 間接補助事業



4. 執行団体を通じて、補助する事業（令和5年度）

ex. 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



★計画づくり支援事業に申請される場合は、九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室まで、ご一報ください。（TEL：096-322-2415）

1. 公募期間

令和5年2月28日（火）～令和5年3月27日（月）17時（必着）（電子メール等）

<提出用メールアドレス>

s-keikaku@rcespa.jp

※持参による提出は受け付けません。

2. 公募の詳細

交付規定、公募要領等をよくご確認ください！

公募事業の詳細、応募申請書類の提出方法等について

- ・交付規程（PDF）
- ・公募要領（PDF）
- ・実施要領（PDF）
- ・Q&A集（PDF）※1-3⑤、㉔を更新しました。

令和4年度第2次補正予算補助事業の令和4年度当初予算補助事業からの主な変更点

事業	令和4年度第2次補正	令和4年度当初
地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業	第1号事業の1	補助率：3/4
	補助率： ア 都道府県・政令指定都市・中核市・施行時特例市：1/2 イ 上記以外の財政力指数0.51以上の地方公共団体：2/3 ウ 上記以外の財政力指数0.51未満の地方公共団体：3/4 補助上限額：800万円 事業完了期限：令和6年1月31日	事業完了期限： 令和5年2月28日
再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業	第1号事業の2 補助率：3/4	
	補助上限額：2,500万円 事業完了期限：令和6年2月29日	事業完了期限： 令和5年2月28日

4. 執行団体を通じて、補助する事業（令和5年度）

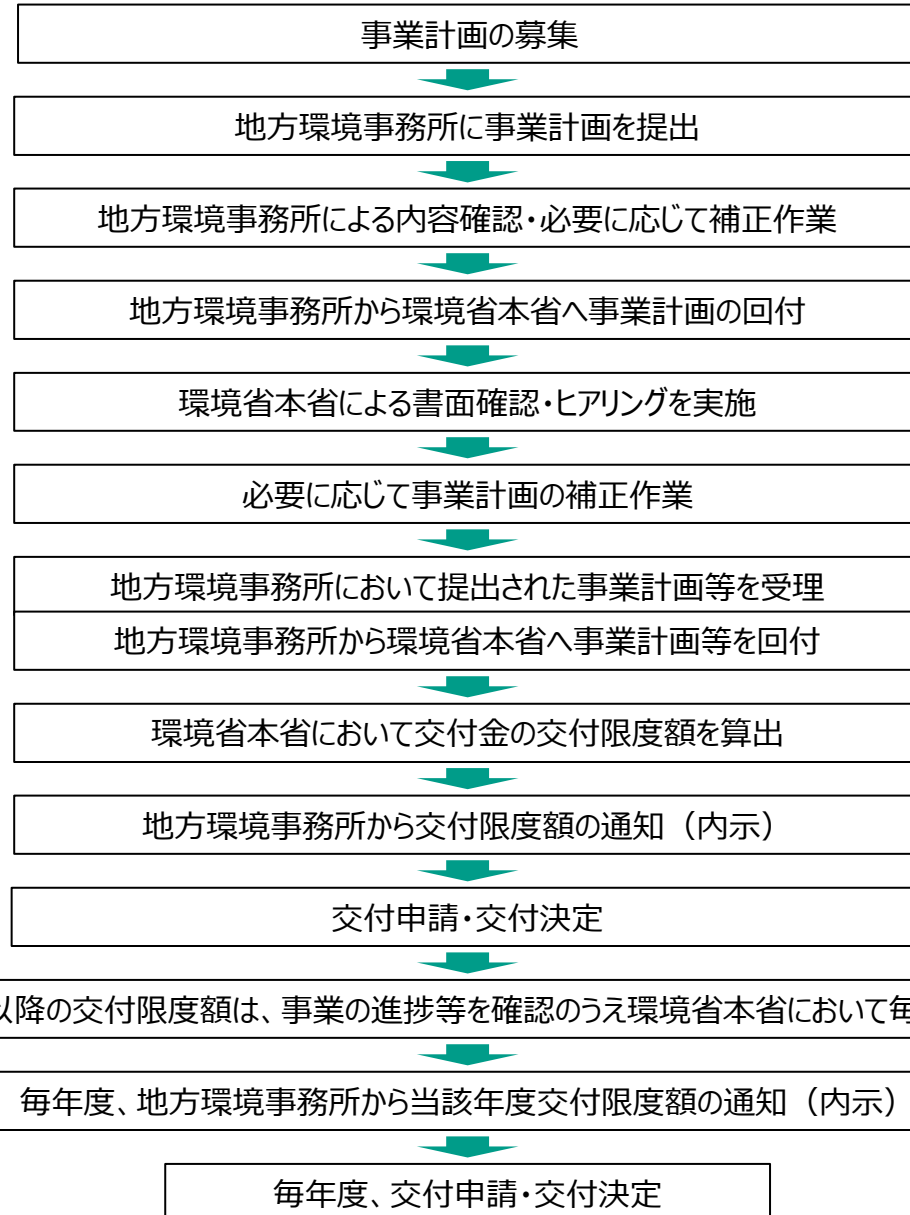
No	事業名	支援種別		支援対象		執行団体
		ハード	ソフト	自治体	自治体以外	
1	グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業		○		○	一般社団法人環境パートナーシップ会議
2	環境金融の拡大に向けた利子補給事業	○			○	一般社団法人環境パートナーシップ会議
3	脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業	○			○	一般社団法人環境金融支援機構
4	地域脱炭素実現に向けた再エネの 最大限導入のための計画づくり支援事業		○	○	○	一般社団法人地域循環共生社会連携協会
5	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	○	○	○	○	一般財団法人環境イノベーション情報機構
6	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	○	○	○	○	一般社団法人環境技術普及促進協会
7	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業	○	○	○	○	一般社団法人地域循環共生社会連携協会
8	住宅のZEH・省CO2化促進事業（うちZEH化支援事業）	○	○		○	一般社団法人環境共創イニシアチブ
9	住宅のZEH・省CO2化促進事業（うち断熱リフォーム支援事業）	○	○		○	公益財団法人北海道環境財団
10	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	○		○	○	一般社団法人静岡県環境資源協会
11	工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 （SHIFT事業）	○	○		○	一般社団法人温室効果ガス審査協会
12	空港・港湾分野における脱炭素化促進事業	○	○	○	○	一般財団法人環境優良車普及機構
13	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業	○	○	○	○	公益財団法人北海道環境財団
14	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業		○		○	一般社団法人静岡県環境資源協会
15	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進 事業	○		○	○	一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
16	ナッジ手法の社会実装促進事業		○	○	○	一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
17	地域における地球温暖化防止活動促進事業		○		○	一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
18	脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM） 資金支援事業（代替フロンの回収・破壊事業含む）		○		○	公益財団法人地球環境センター

4. 執行団体を通じて、補助する事業（令和5年度）

No	事業名	支援種別		支援対象		執行団体
		ハード	ソフト	自治体	自治体以外	
19	アジア等国際的な脱炭素移行支援のための 基盤整備事業（資源循環分野の脱炭素化促進事業）		○		○	公益財団法人廃棄物・3R研究財団
20	プラスチック資源・金属資源等の バリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	○			○	公益財団法人廃棄物・3R研究財団
21	脱炭素型循環経済システム構築促進事業		○		○	一般社団法人日本有機資源協会
22	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	○		○	○	一般社団法人全国浄化槽団体連合会
23	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	○		○	○	一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会
24	廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業 （うち廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）	○			○	公益財団法人廃棄物・3R研究財団
25	廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業 （うちPCBに汚染された変圧器の高効率化によるCO2削減推進事業）	○			○	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
26	バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による 地域貢献型脱炭素物流等構築事業	○	○	○	○	公益財団法人北海道環境財団
27	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	○	○	○	○	公益財団法人日本自動車輸送技術協会
28	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業	○			○	一般財団法人環境優良車普及機構
29	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	○	○	○	○	一般社団法人地域循環共生社会連携協会
30	商用車の電動化促進事業（トラック）	○			○	一般財団法人環境優良車普及機構
31	商用車の電動化促進事業（タクシー）	○			○	公益財団法人日本自動車輸送技術協会
32	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業		○	○	○	一般社団法人地域循環共生社会連携協会
33	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	○	○	○		一般財団法人環境イノベーション情報機構
34	既存住宅の断熱リフォーム等加速化事業	○			○	公益財団法人北海道環境財団
35	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	○		○	○	一般社団法人静岡県環境資源協会
36	プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業	○			○	公益財団法人廃棄物・3R研究財団
37	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(脱炭素ビルリノベ事業)	○			○	一般社団法人環境共創イニシアチブ

5. 地方環境事務所を通じて、補助する事業

ex. 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業） 交付金の交付までのプロセスフロー（令和5年1月13日募集時のフロー）



<提出資料一覧>

- ① 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）（作成要領別添様式2）
Wordファイル
- ② 作成要領別添様式2 別表 Excelファイル
- ③ 作成要領別添様式2 別表 参考資料（様式任意）

<資料提出時の留意点>

- ・地方公共団体が直接実施する事業は、実施箇所を示す資料
- ・間接交付により民間事業者、個人が行う事業は、補助要件・対象、補助率、補助予定件数などの根拠を示す資料
- ・協調補助を行う事業については、その内容を示す資料
- ・自営線、オフサイトなどで電力供給する事業は、その位置関係や距離など示す資料

5. 地方環境事務所を通じて、補助する事業

重点対策加速化事業（令和6年度開始）の主な変更点

変更点① 採択制の本格実施

変更点② 交付限度額の変更等

都道府県 20億円⇒15億円

政令市、中核市、施行時特例市 15億円⇒12億円

その他市町村 15億円⇒10億円

令和6年2月下旬
交付要綱・実施要領等改定予定

変更点③ 地方公共団体実行計画の策定・改定時期の厳格化

令和6年度末までに、改正温対法を受けて改定された地球温暖化対策計画に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）の策定もしくは改定がなされること。

変更点④ 地域脱炭素の基盤構築を念頭に置いた審査基準の変更

ノウハウを他の自治体へ展開する取組や地域エネルギー会社・地域金融機関よの連携した取り組み、地元業者育成のための取組等を高く評価

変更点⑤ 中間評価の実施（事業計画の3年度目に中間評価を実施）

6. 脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）



- 令和5年4月3日発出の事務連絡「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて（周知）」（環境省・国交省・農水省・水産庁・林野庁・総務省連名）

地方公共団体は、起債協議前に下記に掲げる（ア）～（オ）の提出書類（以下「提出書類」という。）を**環境省**及び**総務省**の担当に電子メールにより提出する。

また、事業内容が2.（1）⑨※に該当する場合には、起債協議前に下記に掲げる提出書類（（ア）のみ）を**国土交通省**、**農林水産省**、**水産庁**又は**林野庁**の担当に、電子メールにより提出する。

※2.（1）⑨

下水道事業における次に掲げる設備並びに当該設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管及びEMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備に関する事業

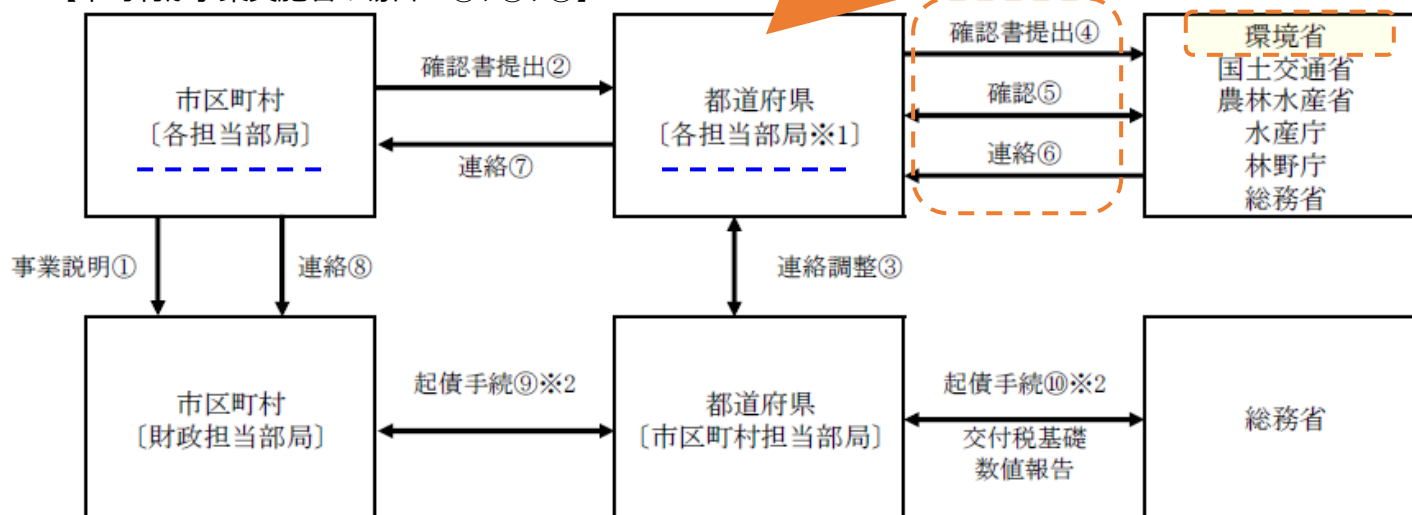
【提出書類】（詳細は、事務連絡を確認）

- （ア）確認書
- （イ）実行計画（事務事業編）
- （ウ）公共施設等総合管理計画
- （エ）実行計画（事務事業編）策定又は改訂に係る検討状況を記載した簡易な計画
- （オ）BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）又はこれと同等の第三者認証に係る評価結果（第三者評価結果）

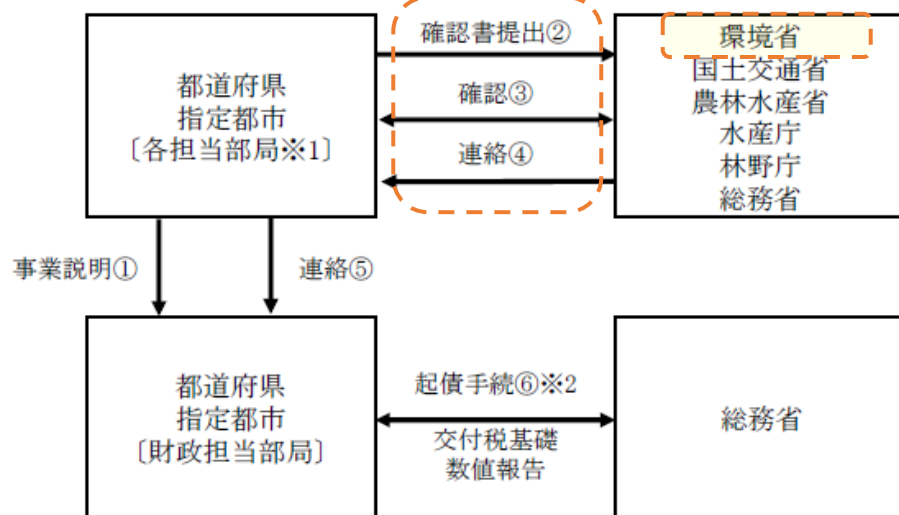
6. 脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）

全体作業フロー

【市町村が事業実施者の場合→④、⑤、⑥】



【都道府県、指定都市が事業実施者の場合→②、③、④】



6. 脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）

【留意点】

脱炭素化推進事業債	公営企業債（脱炭素化事業）
Q24-2 「脱炭素化推進事業」を行う場合には、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂にあたり、どのような点に留意すればよいですか。 A24-2 「脱炭素化推進事業」は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（同条第2項に掲げる事項について定める計画。以下「実行計画（事務事業編）」という。）に基づいて行われる事業が対象となります。 実行計画（事務事業編）に関しては、具体的な対策内容（①再生可能エネルギー設備の整備、②公共施設又は公用施設をZEB基準相当に適合させる事業、③省エネルギー基準に適合させるための改修事業、④LED照明の導入のための改修事業、⑤電動車の導入）を記載する必要があります。具体的には、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、地方公共団体は「国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」とこととされていることから、実行計画（事務事業編）には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画。令和3年10月22日閣議決定。）における2013年度比50%削減目標を踏まえた目標を定めるとともに、目標達成に向けた措置として「太陽光発電の最大限の導入」や「公共施設又は公用施設のZEB化」等定量的な目標とともに記載する必要があります。 ただし、実行計画（事務事業編）について、令和5年度中に策定又は改訂を予定している場合には、協議等手続の時点で策定又は改訂が完了していない場合でも、実行計画（事務事業編）の策定又は改訂に係る検討状況を記載した簡易な計画を作成することにより、実行計画（事務事業編）の策定又は改訂に代えることができるものとします。	Q26-2 公営企業債（脱炭素化推進事業）はどのような事業が対象ですか。 A26-2 公営企業債（脱炭素化推進事業）は、実行計画（事務事業編）に基づく、公営企業施設等の脱炭素化のための事業であり、具体的には、脱炭素化推進事業と同様の事業である①太陽光発電設備の整備、②ZEB基準相当に適合させる事業、③省エネルギー基準に適合させるための改修事業、④LED照明の導入のための改修事業、⑤公用車における電動車の導入に加え、③に掲げる設備以外の設備に係る省エネルギー改修事業も対象となります。さらに、⑥水道事業（上水道事業）及び工業用水道事業における小水力発電のための設備の整備、⑦交通事業（自動車運送事業）における電動バスの導入、⑧下水道事業における下水汚泥のエネルギー利用、下水熱の利用、下水汚泥資源の肥料利用及び一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却のための設備の整備についても対象となります（詳細についてはQ24-3～10も参照してください。）。 なお、上記①～⑦については地方単独事業が、⑧については国庫補助事業及び地方単独事業が対象となります。
—	Q26-3 公営企業債（脱炭素化推進事業）により公営企業施設等の脱炭素化を行う場合には、実行計画（事務事業編）の策定・改定にあたり、どのような点に留意すればよいですか。
—	A26-3 公営企業債（脱炭素化推進事業）による公営企業施設等の脱炭素化にあたっては、Q26-2に記載の事業について実行計画（事務事業編）に基づくものとする必要があります。 実行計画（事務事業編）の策定・改定に係る留意点についてはQ24-2も参照してください。

補助事業のほか、脱炭素の取組についてご質問等あれば、
九州地方環境事務所地域脱炭素創生室まで
お気軽にご連絡ください！

TEL : 096-322-2415

アドレス : CN-KYUSYU@env.go.jp